

「第35回まちづくり市民会議」議事要旨

○日 時：平成28年2月4日（木）19時～21時30分

○場 所：會津稽古堂多目的ホール

○参加者：市民会議委員・事務局を含め25名参加

【議事概要】 次第に即して以下記載

1. 条例草案の見直しについて（各部会で議論）

前回会議までの議論を踏まえ、各部会においてまとめを行った。

2. 各部会よりまとめた内容の発表

前記1を踏まえ、各部会よりまとめた内容を発表した。

【発表概要】

第1・4部会

○最高規範性

「基本となる」「基になる」という文言を用いる。

↑住民自治を進めるといふ本質が伝わればいい。

○市民の定義

条例により固定しなくていい。

○都市内分権

要・不要の両論がある。

↑地域性があり、一律には規定できない。地域特性の精査や地域の主体性や協働意識の醸成、行政の支援のあり方等、相当程度制度設計に時間を要する。

○住民投票

規定するには慎重さが必要。

↑何のための住民投票なのか、どういった事項を対象に行うのか等、時間をかけ精査していく必要。

○国際交流

条例により固定しなくていい。

第2部会

○最高規範性

最高規範という文言は用いず、「基本となる」という文言を用いる。

○市民の定義

市民（市内に住民登録のある者）と市民等（前記市民を含む通勤・通学者、事業者、活動する者）に分けて規定。

○都市内分権

具体的内容は規定できる段階にないが、項目自体は規定したい。

具体的内容については、議会で議論していったほしい。

↑少子・高齢化トレンドを踏まえ、地域区分の見直しや権限・財源の移譲のあり方といった具体的内容について条例制定後に検討を進めていくための起点として。

○住民投票

具体的内容は規定できる段階にないが、項目自体は規定したい。

↑自治法でも権利が守られている現況。具体的内容については、議会で議論して欲しい。

第3部会

○最高規範性

文言には拘らない。条例に上下があると誤解されなければいい。

○都市内分権

条例素案に盛り込まない。

↑規定するには具体性が必要だが、具体化を図っていくためには地域特性を精査し踏まえていく必要があり、現状そこまで議論が至っていないし、相当の時間を要する。

○住民投票

条例素案に盛り込まない。

3. 各部会発表内容を踏まえ全体で議論

前記2を踏まえ、現行の条例草案の見直し・条例素案に盛り込む内容について議論した。

【条例草案の見直し項目概要】

○最高規範性

住民自治、まちづくりを進めていくための「基本となる」条例とする。

○市民の定義

市民（市内に住民登録のある者）と市民等（前記市民を含む通勤・通学者、事業者、活動する者）に分けて規定する。

○都市内分権

規定の有無について意見が分かれているところであり、これまでの議論の経過や主な意見を条例素案本文とは別に「附帯意見」として整理し、行政や議会への課題提起とするに留めることとする。

○住民投票

市民の権利として必要であり、市民ができることとして条例素案本文に規定すべきといった考えがある一方、対象事項や投票資格者、請求要件、成立要件等の具体的内容について議論が尽くされておらず、そうした状況下で規定することを問題視する考えもあることから、これまでの議論の経過や主な意見を条例素案本文とは別に「附帯意見」として整理し、行政や議会への課題提起とするに留めることとする。

4. 市民会議主催のフォーラムの開催について

開催するにあたっては、「市民会議委員の主体性が根底にないと成り立たない」ことを改めて確認した上で、現時点における委員各位の開催意向を聴取した。
⇒採決した結果、出席委員 20 名中（議長・副議長・事務局除く）、開催賛成 11 名・反対 9 名という結果であったが、欠席委員も含めて意向を確認すべきといった意見を受け、別途欠席委員からも意向を聴取の上、賛否を決することとした。
※後日、前記欠席委員の意向を確認し再度集計した結果、開催反対が多数となったことから、開催しないこととなった。

以上